

1 事業名

市道路線の認定

市道 2-1249 号線、市道 4-1406 号線、市道 5-2029 号線、市道 5-2030 号線

2 事業の概要

上記 4 路線については、都市計画法に基づく開発行為に伴い新規に築造された道路であり、この度市に帰属したことから、道路法第 8 条第 1 項の規定に基づき市道路線として認定するものである。

3 他自治体の類似する政策等

道路法に基づき、他の自治体においても市道路線の認定を実施している。

4 市民参加の実施の有無とその内容

なし

5 関係法令、基本計画との整合性

道路法、都市計画法

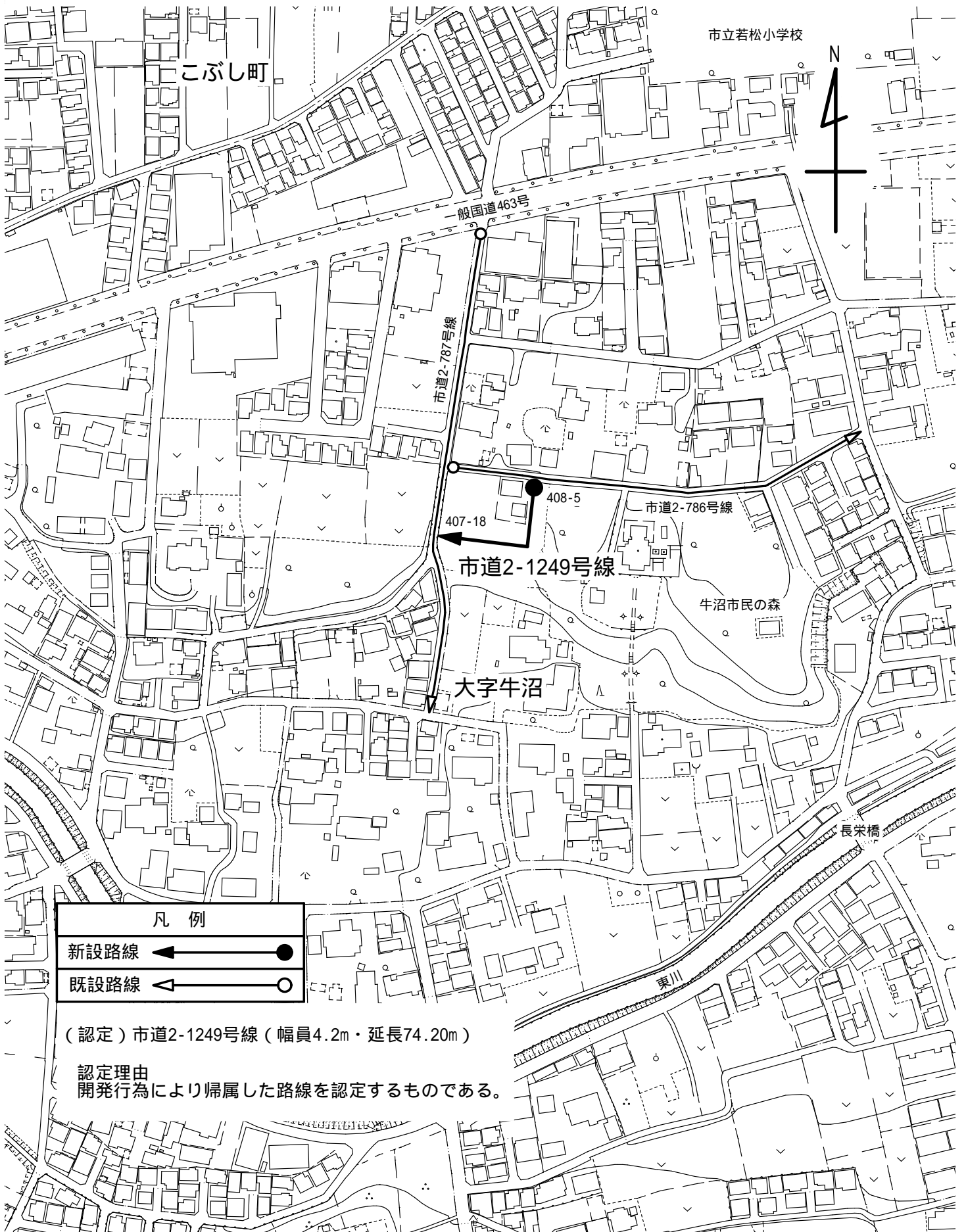
6 事業費及びその財源等

なし

7 その他

認定する 4 路線の場所、幅員及び延長については、市道路線案内図 1 から 3 までのとおりである。

市道路線案内図 1



市立若松小学校

こぶし町



一般国道463号

市道2-787号線

市道2-786号線

407-18

408-5

市道2-1249号線

牛沼市民の森

大字牛沼

長米橋

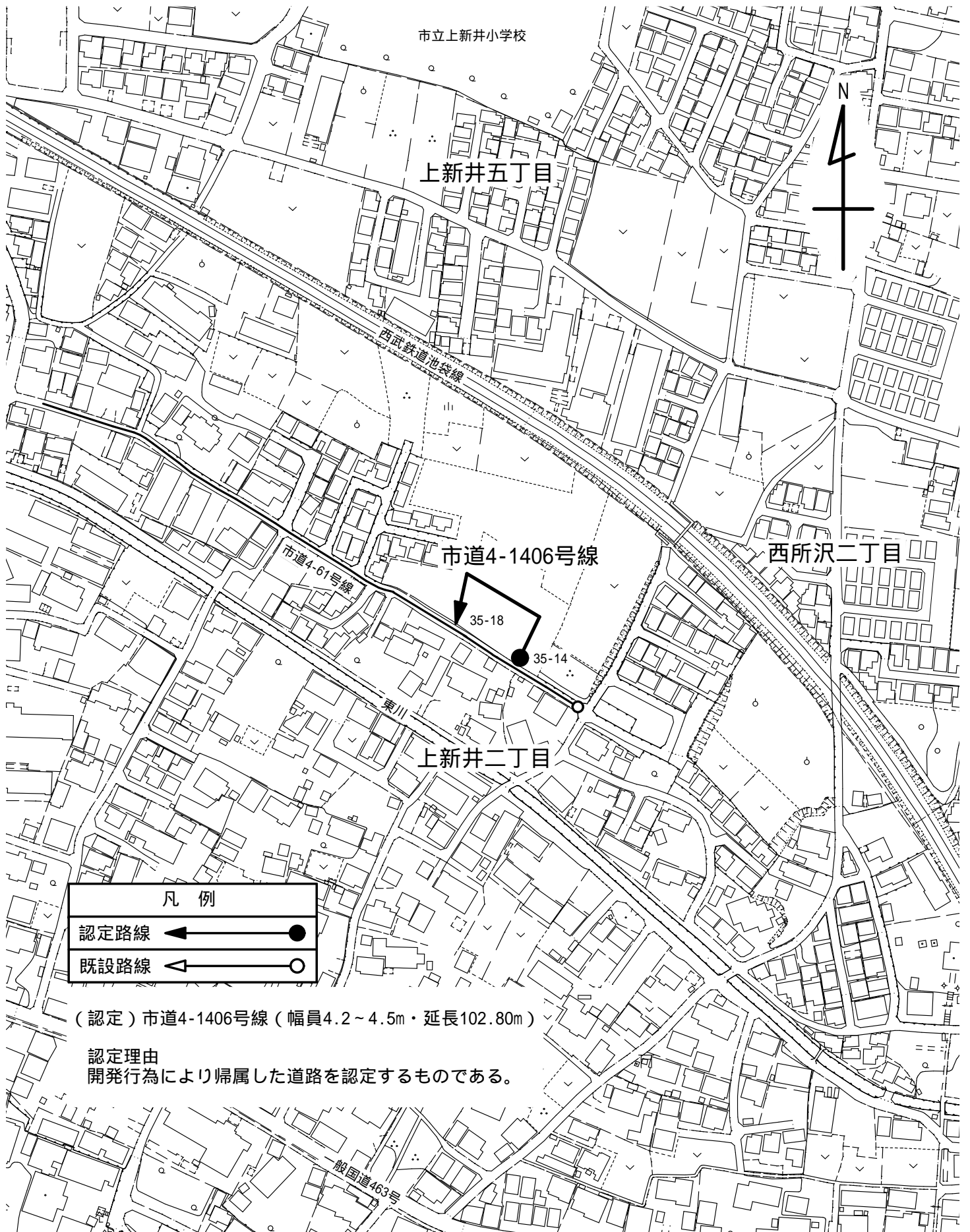
東川

凡 例	
新設路線	← ●
既設路線	← ○

(認定) 市道2-1249号線 (幅員4.2m・延長74.20m)

認定理由
開発行為により帰属した路線を認定するものである。

市道路線案内図 2



凡 例	
認定路線	◄●
既設路線	◄○

(認定) 市道4-1406号線 (幅員4.2~4.5m・延長102.80m)

認定理由
開発行為により帰属した道路を認定するものである。

市道路線案内図 3

